

地方公共団体における執行体制の一例

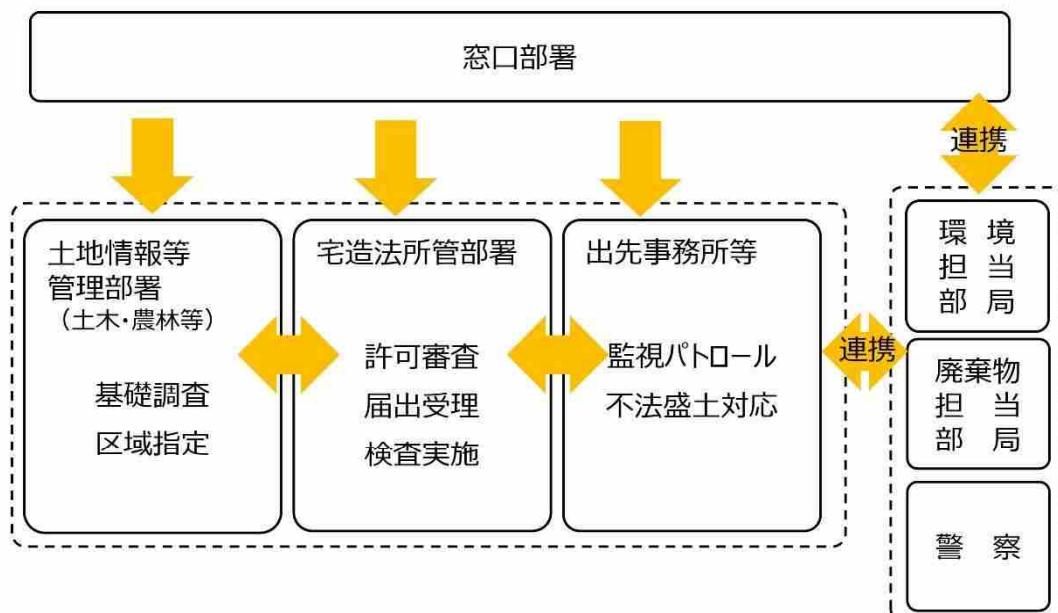
10

○都道府県等において盛土規制法の担当部局を決めるにあたっては、都市計画法・森林法・農地法・廃棄物処理法等の関連法令所管部局との役割分担や、連携体制の確保等に留意する必要がある。

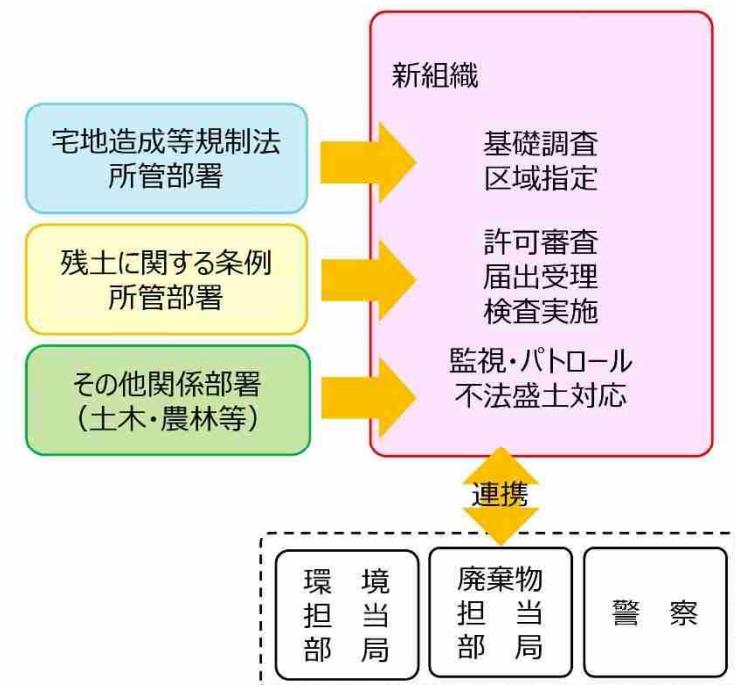
○担当部局については、

- ・ワンストップ窓口を設け、主担となる各部局に展開するパターン
- ・関係部局を再編し新たに組織を立ち上げるパターンや、既存の部局の体制を強化して対応するパターン等、地方公共団体の状況に応じて様々な対応がある。（地方公共団体の判断により定めるもの）

〔ワンストップ窓口を設ける例〕



〔新たな組織を立ち上げる例〕



※あくまでも一例であり、どのような組織・対応とするのかは各地方公共団体の判断による

- 宅地造成等工事規制区域の指定の対象とする区域は、次のいずれかに該当する区域（以下、「市街地等区域」という。）のうち、盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域※¹を除く区域とする。
- (1) 都市計画区域
 - (2) 準都市計画区域
 - (3) 地域開発計画等策定区域※²
 - (4) 現に開発行為が行われている区域又は今後開発行為が行われると予想される区域（必要に応じ既に開発行為が行われた区域を含む。）
 - (5) 集落の区域：人家が一定程度連たんしている土地の区域
 - (6) その他関係地方公共団体の長が必要と認める区域※³
 - (7) (1)から(6)の区域に隣接・近接する土地の区域：盛土等の崩落により流出した土砂が、隣接・近接する市街地・集落等の保全対象に危害を及ぼしうる土地の区域

※¹ 既存盛土の分布状況や、今後の盛土等が行われる可能性、盛土等に伴う災害の発生状況等を踏まえ、災害を引き起こすような盛土等が行われる蓋然性がないと判断される区域

※² 法令等に基づいているか否かを問わず、地域の総合計画、開発計画等が策定されている区域

※³ 都市計画区域又は準都市計画区域外における温泉地、観光地、別荘地等の市街地を想定

〈現行の宅地造成工事規制区域〉

自然的要件に該当する範囲

- ・造成に伴い災害の生ずるおそれの強いがけの発生しやすい地域
- ・災害の発生しやすい地盤特性を有する地域
- ・土砂災害発生の危険性を有する地域

宅地造成工事規制区域

市街地となろうとする土地の区域

- 例)
- ・都市計画区域（市街化調整区域）
 - ・地域開発計画等策定区域
 - ・現に宅地造成が行われている区域又は今後宅地造成が行われると予想される区域

市街地

- 例)
- ・都市計画区域（市街化区域）

社会的要件に該当する範囲

〈盛土規制法における宅地造成等工事規制区域〉

隣接・近接する土地の区域

市街地・集落等の区域外であっても、盛土等の崩落が発生した場合、隣接・近接する市街地・集落等の人家等に危害を及ぼすおそれのある区域

宅地造成等工事規制区域

市街地となろうとする土地の区域

例)

- ・都市計画区域（市街化調整区域）
- ・準都市計画区域
- ・地域開発計画等策定区域
- ・現に開発行為が行われている区域又は今後開発行為が行われると予想される区域

市街地

例)

- ・都市計画区域（市街化区域）

要件に該当する範囲

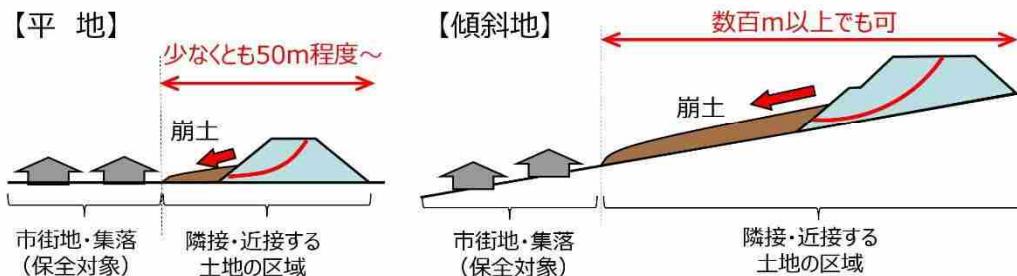
※集落は対象外

例)

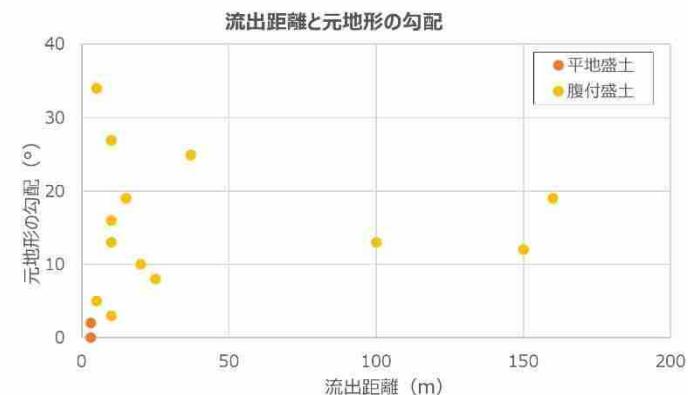
- 宅地造成等工事規制区域は、市街地又は市街地となろうとする土地、集落といった人家等のまとまりのある区域に加え、それらの区域に隣接・近接する土地の区域について、当該区域において行われた盛土等の崩落が発生した場合、隣接・近接する市街地・集落等の人家等に危害を及ぼすおそれがあることから、指定の対象としている。
- 隣接・近接する土地の区域の範囲については、盛土の崩落事例や類似の土砂災害における土砂の流出距離に関する知見等を参考に、**保全対象から少なくとも50m程度確保する**（傾斜地においては、保全対象から数百m程度以上確保しても差し支えない。）こととし、都道府県等が地域の実情に応じて判断する。

市街地・集落に隣接・近接する土地の範囲の目安	根拠
<p>保全対象から少なくとも50m程度～※1 (傾斜地においては、保全対象から数百m程度以上確保しても差し支えない。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平地における盛土の崩落事例（2事例）では、数m程度土砂が流出※2。 傾斜地における盛土の崩落事例（13事例）では、最大160m程度土砂が流出※2。 大規模盛土造成地の滑動崩落により危害が生ずるおそれの大きい範囲は、過去の滑動崩落事例から最大100mを目標として設定することとしている※3。 <p>【参考】土砂災害防止法において、土砂災害警戒区域（急傾斜地）のうち急傾斜地の下端に隣接する土地の区域は、当該下端からの水平距離が最大で50mとされている。また、土砂災害警戒区域（地滑り）のうち地滑り区域下方の地滑りによる危害のおそれのある土地の区域は、地滑り区域下端からの水平距離が最大で250mとされている※4。</p>

市街地や集落に隣接・近接する土地の区域のイメージ



※1 宅地造成等工事規制区域の指定の対象となる、都市計画区域や準都市計画区域は、広域に指定されており、盛土等の崩落が発生した場合、市街地・集落等の人家に危害を及ぼすおそれのある範囲を、既に一定程度含むものと想定される。そのため、都市計画区域や準都市計画区域の境界から必ず隣接・近接する土地の区域をとるのでなく、当該区域内の人家等と当該区域の境界等の距離を勘案して設定する。



【出典】

※2 自治体聞き取りによる

※3 大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説（平成27年5月）

※4 土砂災害防止法施行令

- 特定盛土等規制区域の指定の対象とする区域は、宅地造成等工事規制区域以外の土地の区域であつて、次のいずれかに該当する区域（以下、「盛土等に伴う災害により居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域」という。）のうち、盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域※を除く区域とする。
 - (1) 盛土等の崩落により流出した土砂が、土石流となって渓流等を流下し、保全対象の存する土地の区域に到達することが想定される渓流等の上流域
 - (2) 盛土等の崩落により隣接・近接する保全対象の存する土地の区域に土砂の流出が想定される区域
 - (3) 土砂災害発生の危険性を有する区域
 - ：土砂災害警戒区域（土石流）の上流域、土砂災害警戒区域（地滑り、急傾斜地の崩壊）、保全対象に危害を及ぼすおそれのある山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区の集水区域を含む。）等の土砂災害に係る危険箇所が存在する区域
 - (4) 過去に大災害が発生した区域
 - (5) その他関係地方公共団体の長が必要と認める区域

※ 既存盛土の分布状況や、今後の盛土等が行われる可能性、盛土等に伴う災害の発生状況等を踏まえ、災害を引き起こすような盛土等が行われる蓋然性がないと判断される区域

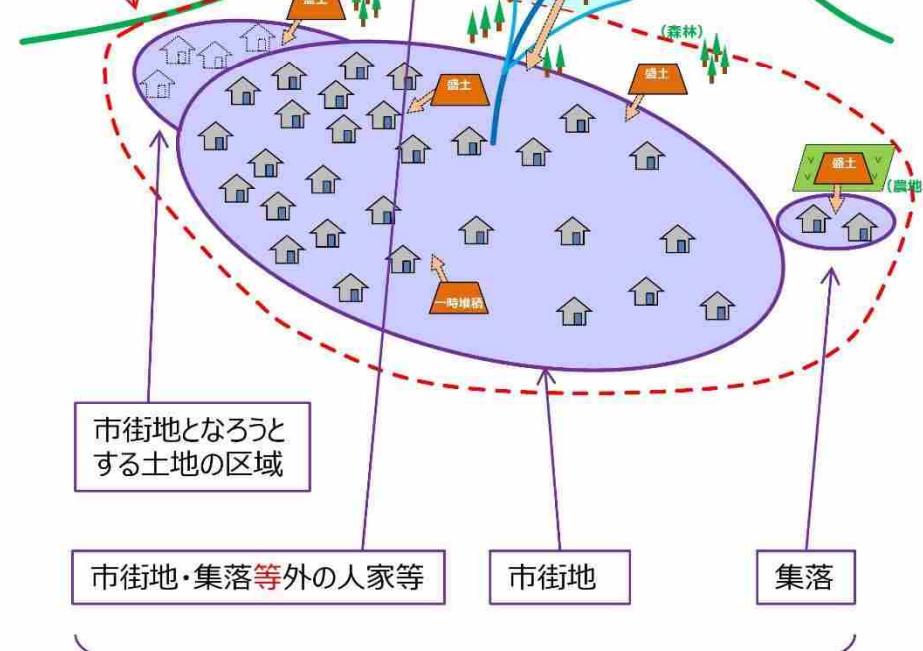
〈特定盛土等規制区域〉

特定盛土等規制区域

盛土等の崩落により隣接・近接する保全対象の存する土地の区域に土砂の流出が想定される区域

盛土等の崩落により流出した土砂が、土石流となって溪流等を流下し、保全対象の存する土地の区域に到達することが想定される溪流等の上流域

宅地造成等工事規制区域



保全対象の存する区域

〈(参考) 宅地造成等工事規制区域〉

隣接・近接する土地の区域

市街地・集落等の区域外であっても、盛土等の崩落が発生した場合、隣接・近接する市街地・集落等の人家等に危害を及ぼすおそれのある区域

宅地造成等工事規制区域

市街地となろうとする土地の区域

例)

- ・都市計画区域（市街化調整区域）
- ・準都市計画区域
- ・地域開発計画等策定区域
- ・現に開発行為が行われている区域又は今後開発行為が行われると予想される区域

市街地

例)

- ・都市計画区域（市街化区域）

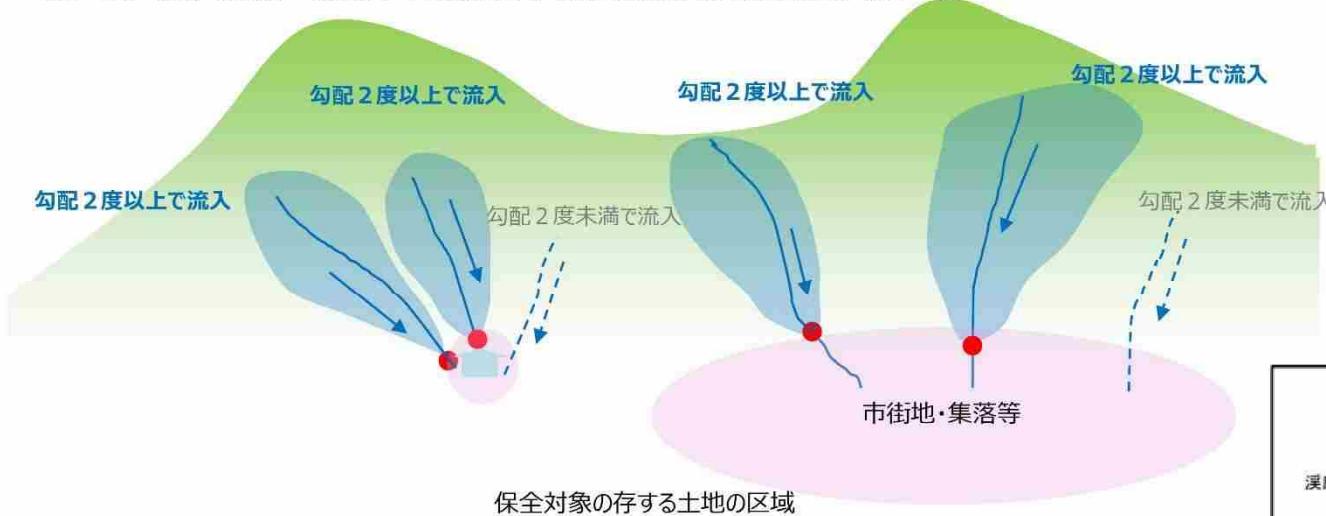
要件に該当する範囲

流出した土砂が土石流化するおそれのある区域

16

- 特定盛土等規制区域のうち、流出した土砂が土石流化する場合を想定し、「盛土等の崩落により流出した土砂が、土石流となって渓流等を流下し、保全対象の存する土地の区域に到達することが想定される渓流等の上流域」を位置付ける。
- 具体的な要件については、「保全対象の存する土地の区域に対し、勾配 2 度以上で流入する渓流等の上流域」とする。
- ただし、盛土等の崩落により流出した土砂が、地形状況により保全対象に危害を及ぼさないと認められる場合については、個別判断により区域から除外可能とする。

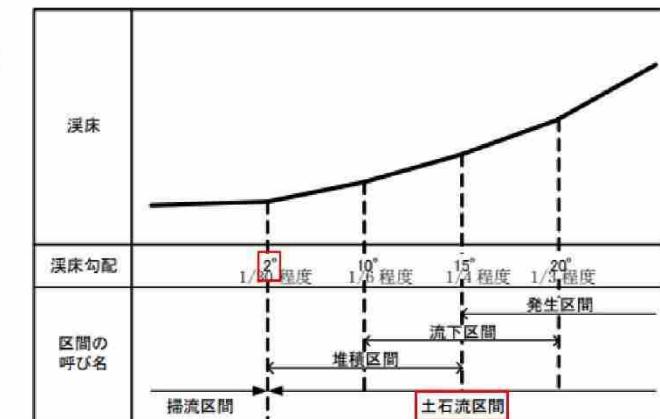
＜参考＞流出した土砂が土石流化するおそれのある区域のイメージ



- ① 保全対象の存する土地の区域の抽出
- ② ①の区域に対し、**勾配 2 度以上で流入**する渓流等の抽出
- ③ ②で抽出した渓流等のうち、渓流等が保全対象の存する土地の区域に流入する箇所（●）より上流部の流域を、**流出した土砂が、土石流化するおそれのある区域**※とする

※ただし、盛土等の崩落により流出した土砂が、地形状況により保全対象に危害を及ぼさないと認められる渓流等の上流域は除く。

- 地形条件により保全対象に危害を及ぼさないと認められる渓流等の例
 - ・渓流等が大規模な河川となっており、河道全面を土石流が流下することが想定されない場合
 - ・渓流等と保全対象となる人家等の比高差を十分に確保できる場合
 - ・渓流等の中腹に相当程度平地が存在する等、上流からの土石流が、下流の保全対象に到達しないと想定される場合 等



土砂移動の形態の渓床勾配による目安

【出典】国土技術政策総合研究所資料第904号 砂防基本計画策定指針
(土石流・流木対策編) 解説 (平成28年4月)

- 盛土規制法では、盛土等に伴う災害から人命を守ることを主たる目的としている。
- このため、人が居住し、又は活動を日常的に行う蓋然性の高い人家や施設などの存する土地や、人が日常的に往来する蓋然性の高い道路等の公共施設などを保全対象として想定している。

■保全対象の定義

- ・ 人が居住し、又は活動を日常的に行う蓋然性の高い人家や施設などの存する土地
- ・ 人が日常的に往来する蓋然性の高い道路等の公共施設
- ・ その他盛土等に伴う災害から人命を守るために保全する必要のあるもの

■両規制区域における保全対象

	宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域
規制区域	<ul style="list-style-type: none">・ 市街地（市街化の見込みのある土地を含む）、集落・ 上記に隣接・近接する区域	<ul style="list-style-type: none">・ 市街地や集落から離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼし得るエリア・ 市街地や集落以外の区域の居住者等に危害を及ぼし得るエリア
保全対象	<ul style="list-style-type: none">・ 市街地（市街化の見込みのある土地を含む）、集落	<ul style="list-style-type: none">・ 市街地（市街化の見込みのある土地を含む）、集落・ 人が居住し、又は活動を日常的に行う蓋然性の高い人家や施設などの存する土地（市街地や集落に含まれない人家、山小屋、ゴルフ場、観光農園等を含む人が活動を日常的に行う農地）等を想定）・ 人が日常的に往来する蓋然性の高い道路等の公共施設（市街地や集落に含まれないが日常的に人が往来する蓋然性の高い道路、鉄道等を想定）・ その他盛土等に伴う災害から人命を守るために保全する必要のあるもの

※保全対象をどこまで想定するかは、盛土等が行われる蓋然性等の地域の実情に応じて、都道府県等において判断

- 盛土規制法では、人が日常的に往来する蓋然性の高い道路は、特定盛土等規制区域における保全対象になります。
- 都道府県等が交通量や道路の種類等を考慮し、盛土等が崩落した場合に道路を通行している人に危害を及ぼすと考えられる場合は、「人が日常的に往来する蓋然性が高い」と判断される。

主な道路の種類	概要	都道府県等が交通量や道路の種類等を考慮して保全対象とするかどうか判断
高速自動車国道	全国的な自動車交通網の枢要部分を構成し、かつ、政治・経済・文化上特に重要な地域を連絡する道路その他国の利害に特に重大な関係を有する道路	
一般国道	高速自動車国道とあわせて全国的な幹線道路網を構成し、かつ一定の法定要件に該当する道路	
都道府県道	地方的な幹線道路網を構成し、かつ一定の法定要件に該当する道路	
市町村道	市町村の区域内に存する道路	
林道・農業用道路 等	林道台帳により管理されている道路（林道）、土地改良事業等により造成され、農道台帳により管理されている道路（農業用道路）等	

- 農地等において行われる通常の営農行為（生産・ほ場管理等）は、土地の形質の変更に該当しない行為であることから、規制対象外となる。
- 農地等において、その他の工事を実施する場合は、盛土規制法の技術的基準を適用する。

区分	主な営農行為（例）
通常の営農行為 (生産・ほ場管理等) →盛土規制法の対象外	<ul style="list-style-type: none">・土壤改良資材（基肥・たい肥等）の投入・耕起、整地・畝立・けい畔補修・農業用暗きよ排水（新設・改修）
その他の工事 →盛土規制法の技術的基準で規制	<ul style="list-style-type: none">・ほ場の大区画化・均平・田畠転換・農業用施設整備に伴う造成

※土地改良法の規定による土地改良事業及びこれに準ずる事業に関する工事の扱いについては別途調整中